

基安化発0303第5号
令和3年3月3日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(公 印 省 略)

粉じん障害防止規則及びずい道等建設工事における粉じん対策に関する
ガイドラインの運用について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ずい道建設工事における粉じん対策につきましては、令和2年7月20日付けで発出しました「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について」により、その周知等を依頼したところですが、今般、これらの運用に当たり、別添1及び2のとおり、解釈及び判断基準を作成しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

基安化発 0303 第 3 号
令和 3 年 3 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(公 印 省 略)

粉じん障害防止規則及びずい道等建設工事における
粉じん対策に関するガイドラインの解釈等について

令和 2 年 6 月 15 日に公布された粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 128 号）による改正後の粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「新粉じん則」という。）等の内容等については、「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和 2 年 6 月 15 日付け基発 0615 第 6 号）により通知し、事業者が実施すべき事項については、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について」（令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号）により通知したところであるが、その施行に伴う解釈等は、別添のとおりであるので、了知の上、これらの取扱いについて遺漏なきを期されたい。

問1 新粉じん則第24条の2（発破終了後の措置）の「粉じんが適当に薄められた後」の判断基準としては、平成20年に「粉じん濃度目標レベル」を指標とすること旨が示されている。

ガイドラインが改正され、粉じん濃度目標レベルが3mgから2mgへ改正されたところであるが、指標も同様に2mgとなるのか。

（答）

（1）第24条の2の趣旨は、発破により一時的に生じた膨大な粉じんに労働者がばく露することを防止することを目的としている。

これについて、旧ガイドラインでは、「空气中の粉じん濃度が最も高くなる粉じん作業が行われている時間帯」に粉じん濃度を測定することとしており、当該測定結果（評価値）は、粉じん濃度目標レベルの3mgと比較している。

このため、発破終了後に労働者が近寄ることができるレベルとして、粉じん濃度目標レベルを指標としたものである。

（2）一方、新ガイドラインでは、「ずい道等建設工事の一連の作業に従事する全時間帯」に粉じん濃度を測定することとしており、当該測定結果（評価値）は、粉じん濃度目標レベルの2mgと比較している。

このように、新旧ガイドラインとでは測定時間帯や測定時間が異なる。

（3）以上から、これまでの作業環境を後退させない観点も踏まえ、「粉じんが適当に薄められた後」の判断基準として、従前の3mgで差し支えない。

また、平成20年に示した取扱いについては、従前のおりであること。

※平成20年2月26日付け基発第0226006号

「実際上は、ずい道等建設工事の開始前に、当該ずい道等建設工事現場における岩質、工法、換気装置や集じん装置等の使用機械等を踏まえ、事業者において、粉じんが適当に薄まるために必要な時間をあらかじめ試算し、当該設定時間の適否について、初期の実際の発破作業後に、粉じん濃度を測定し確認することとし、当該測定結果を記録しておくこと。なお、当該確認によって、適切と判断された後は、岩質等に大きな変化が生じない限り、前記時間に従って発破終了後の措置を実施して差し支えないこと。したがって、この場合発破作業を行うたびに粉じん濃度を測定する必要はないものであること。また、「粉じんが適当に薄められた」の判断基準としては、ガイドライン第3の4の(2)のイ「粉じん濃度目標レベル」を指標とすること。」

（4）なお、労働者の粉じんばく露をより少なくする観点から、発破終了後に労働者が近寄ることができない時間をできるだけ長く確保することが望ましい。

問2 風速、換気装置等の風量、気流の方向について、測定位置、測定時間帯、測定時間は、どのようにすべきか。

(答)

半月以内ごとに1回、定期に測定を行うこと、測定結果を記録し7年間保存することのみで、特段の定めはない。

引き続き、旧ガイドラインの測定方法(測定位置、測定時間帯、測定時間)によることで差し支えない。

※旧ガイドライン

1 測定位置

空気中の粉じん濃度及び風速の測定点は、切羽から坑口に向かって50メートル程度離れた位置における断面において、床上50センチメートル以上150センチメートル以下の同じ高さで、それぞれの側壁から1メートル以上離れた点及び中央の点の3点とすること。

ただし、設備等があつて測定が著しく困難な場合又はずい道等の掘削の断面積が小さい場合にあつては、測定点を3点とすることを除き、この限りでないこと。

なお、換気装置等の風量の測定における風速の測定点は、風管等の送気口又は吸気口の中心の位置とすること。

2 測定時間帯

粉じん濃度等の測定は、空気中の粉じん濃度が最も高くなる粉じん作業について、当該作業が行われている時間に行うこと。

3 測定時間

空気中の粉じん濃度の一の測定点における測定時間は、10分以上の継続した時間とすること。ただし、測定対象作業の作業時間が短いことにより、一の測定点について10分以上測定できない場合にあつては、この限りでないが、測定時間は同じ長さとする必要があること。

問3 ずい道等の掘削等作業主任者の職務に、「換気等の方法を決定し労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること」が追加されたが、換気等の方法は元請が決定し、その設備は元請が設置するため、当該作業主任者には換気等の方法を決定することができない。どのようにすべきか。

(答)

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策については、粉じん障害防止規則や「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、従来より事業者に対して換気の実施、粉じん濃度の測定、測定結果に応じた換気装置の風量の増加、電動ファン付き呼吸用保護具の使用等、必要な措置が義務づけているが、今回の改正は、作業環境を将来にわたってより良いものとする観点から、最新の技術的な知見等に基づき、対策のより一層の充実を図ることを目的としたものである。

(2) また、今回の改正では、ずい道等の掘削等作業主任者の職務として、粉じん濃度等の測定の方法及びその結果を踏まえた掘削等の作業の方法の決定、換気等の方法の決定、労働者に使用させる呼吸用保護具の選択、呼吸用保護具の使用状況の監視等が加わったが、これら措置は本来、事業者が実施しなければならないものである。

(3) 当該事業者の措置を適切に実施するために、ずい道等の掘削等作業主任者の職務に追加したものであるが、ずい道等の掘削等作業主任者は、事業者が選任することから、当該事業者から付与された権限の範囲内で職務を遂行することになる。即ち、作業主任者の権限ではできない場合、事業者が行う必要がある。

(4) 他方、ずい道等建設工事では、専門工事を請け負う事業者のみの取組では安全衛生の確保が難しい面がある。

労働安全衛生法第3条第3項では、「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない」こと、また、同法第29条第1項では「元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない」と規定している。

さらに、ガイドラインにおいても元方事業者に対し「事業者の実施すべき事項に関し、関係請負人と調整を行うこと」(第4の1)や「関係請負人が講ずべき措置が適切に実施されるように、技術上の指導その他必要な措置を講じること」(第4の4)を求めている。

(5) このため注文者や元請は、施工段階において、粉じん対策に関しずい道等

の掘削等作業主任者や事業者からの意見を踏まえ、必要な換気装置の風量の増加、より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等、作業環境を改善するための必要な措置を行うこと、その上ですい道等の掘削等作業主任者が必要な作業管理を行うことでも差し支えない。

また、注文者や元請により与えられた換気装置等の運用において、風管の延伸等先端の位置決め、風管の漏れ補修、エアカーテンの効果の監視等、作業の進捗状況に合わせた装置の調整業務等を作業主任者が行うことでも差し支えない。

- (6) いずれにせよ、すい道等建設工事における粉じん対策はもとより労働災害防止対策の推進に当たっては、発注者、元方事業者、請負事業者、さらに労働者が一体となって、必要な情報を共有し、取り組むことが重要である。

基安化発 0303 第 4 号
令和 3 年 3 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(公 印 省 略)

粉じん障害防止規則第 24 条の 2 (発破終了後の措置) における
「粉じんが適当に薄められた」の判断基準について

標記については、平成 20 年 2 月 26 日付け基発第 0226006 号「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」I の第 2 の 1 の (4) により示されているところである。

今般、令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号により「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」が改正されたところであるが、粉じん障害防止規則第 24 条の 2 (発破終了後の措置) における「粉じんが適当に薄められた」の判断基準については、従前どおり 3 mg/m^3 とすること。